

春日部市小規模契約希望者登録制度

春日部市小規模契約希望者登録制度とは

春日部市小規模契約希望者登録制度は、市が発注する小規模(おおむね 50 万円以下)な建設工事(修繕を含む)、設計・調査・測量業務委託、土木施設維持管理業務委託等の契約において、この制度に登録された業者を業者選定の対象とし、市内業者の受注機会の拡大を目的とするものです。

登録できる業者(法人、個人を問いません)

登録しようとする業種において、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていない業者であって、以下の条件を満たす業者が申請できます。

1. 法人事業者の場合は、春日部市内に本社(本店)を有し、法人登記があること
2. 個人事業者の場合は、春日部市内に本社(本店)を有し、春日部市内に代表者の住民登録があること

登録できない業者(法人、個人を問いません)

1. 春日部市内に本社(本店)を置いていない業者(他の市町村に本店がある場合など)
2. 個人事業者で、春日部市内に本社(本店)を置いているが、代表者の住民登録が春日部市内にない業者
3. 個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人および破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない業者
4. 登録しようとする業種において、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている業者
5. 市税を滞納している業者
6. 登録をしようとする業種について必要な資格、許可等を有していない業者

登録業種について

建設工事の業種は5業種以内です。

春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者については、その名簿に登載されている業種と合わせて5業種まで登録できます。

登録完了後は...

春日部市小規模契約希望者登録名簿に登載して、春日部市公式ホームページに公開します。これにより小規模な建設工事等の契約において業者選定の対象となります。

名簿に登載されることは、指名や見積もり依頼時に選定の候補になるということで、確実な指名や契約の約束をするものではありませんのでご注意ください。

お問い合わせ

契約検査課 契約担当 電話番号 048-736-1111 (内線 7655～7658)